

一般財団法人沖縄県剣道連盟加盟団体規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人沖縄県剣道連盟定款第9章の加盟団体（以下「加盟団体」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(加盟団体の資格)

第2条 県内の各市郡における剣道の普及発展を目的とする団体は加盟団体となることができる。

(加盟申込)

第3条 加盟団体となるには、加盟申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には次の書類を添付するものとする。

- (1) 加盟団体規約
- (2) 加盟団体会員名簿（様式第2号）

(加盟承認)

第4条 加盟申込があった場合は、連盟会長はこれを遅滞なく理事会及び評議員会の議に付するものとする。

2 加盟団体に対して定款40条第1項の承認があった場合は、連盟会長は当該加盟団体に対し、その旨及び分担金の納付期限について通知しなければならない。

3 定款第42条に基づき加盟承認を受けた団体が前項の納付期限を徒過した場合は、連盟会長はすでになされた加盟承認を取消し、または分担金の支払いあるまで承認の効力を停止することができる。

4 連盟会長は、前項の処分をした場合はこれを理事会及び評議員会に報告しその承認を得なければならない。

(加盟団体の事業)

第5条 加盟団体は、次の事業を行う。

- (1) 地域市郡における剣道の普及、発展に関する事業
- (2) 本連盟が行う定款3条に定める事業への協力
- (3) 本連盟から委託された、級位審査に関する事業
- (4) 本連盟から加盟団体に委託された審査会に関する事業

(5) その他、必要な事業

(会費等)

第6条 加盟団体は、所属会員から別に定める入会金及び年会費を徴収するものとする。

2 入会金及び年会費については、理事会において定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第7条 加盟団体は、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 加盟団体規約及び本連盟規約等
- (2) 加盟団体会員及び役員名簿
- (3) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類等
- (4) 本連盟その他との往復文書等

(諸報告等)

第8条 加盟団体は、その所属会員について入会、脱会もしくは登録変更（加盟登録団体を変更することをいう。以下同じ。）等の異動がある場合は、その異動もしくは変更のあった日から1月以内にこれを連盟に報告しなければならない。

2 次の事項については、毎年度2月までに報告するものとする。

- (1) 毎年度事業計画
- (2) 役員名簿
- (3) 会員の称号別、段位別の名簿（様式第3号）

(分担金の納付)

第9条 加盟団体は、毎月7月末までに分担金を納付しなければならない（様式第4号）

2 加盟団体が年度内に分担金を完納しない場合は、会長は分担金の完納あるまで、当該加盟団体所属の会員に対し、第12条所定の権利を認めないことができる。

3 会長は前項の処置をとったときは、理事会に報告するものとする。

(分担金の額)

第10条 分担金の額は、毎年、過年度の分担金の額及び納入実績並びに会員数その他を参考にして理事会において定める。

(会員)

第11条 加盟団体の会員は、次に該当し、加盟団体名簿に登録された者とする。

- (1) 剣道、居合道、杖道の有段者であること。
- (2) 入会するには、原則として現住所地、又は本籍地の加盟団体に入会金及び年会費を添えて申し込むこと。(様式第5号)

(加盟団体会員の権利と義務)

第12条 加盟団体の会員は、段級位の審査を受け、競技会、講習会その他の連盟の行事に参加し、かつ、連盟の役員となる権利を有する。

- 2 会員は、定められた年会費を納めなければならない。
- 3 四段以上の審査に関して、会費未納の受審者は、受審資格年限を上限に未納分を納めなければならない。

(脱退)

第13条 加盟団体は、期限の到来した分担金納付義務、その他の義務を履行した後でなければ脱退届を提出することができない。

- 2 加盟団体がすでに納付した分担金その他は、脱退、解散、その他の理由いかんによらずこれを返還しない。

附則

この規則は、平成27年6月27日から施行する。

一般財団法人沖縄県剣道連盟事務局組織規程

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人沖縄県剣道連定款第49条に基づき、この法人の事業及び事務を円滑に執行するため、事務局の職員及び事務分掌等事務局の組織について定める。

(事務局の構成)

第2条 事務局に次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 行事部
- (3) 審査部
- (4) 審判部
- (5) 居合道・杖道部
- (6) 競技力対策部
- (7) 普及推進部

- 2 事務局に事務局長1名及び必要に応じ事務局次長・事務局員各1名を置くほか、各部に部長1名及び幹事1名ないし数名を置く。会長が必要と認めるときは各部に副部長1名を置くことができる。
- 3 事務局長、事務局次長、部長及び副部長は理事をもってあてる。
- 4 第1項の事務局長、その他の職員は会長が委嘱する。

(事務の統括)

第3条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が欠けたとき又は事務局局長に事故があるときは、事務局長の職務を代行しまたはこれを代理する。
- 3 部長は、部の事務を掌理し、事務局次長が欠けたとき又は事務局次長に事故があるときは、事務局次長の職務を代行し又はこれを代理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときはその職務を代行する。
- 5 幹事は、部長の命を受けて、部の所掌事務を処理し、部長及び副部長を補佐する。

(事務の分掌)

第4条 事務局長及び各部の事務の分掌は、次のとおりとする。

(1) 事務局長

- ア 定款及び規則、規程等の制定改廃に関すること。
- イ 役員改選に伴う法人登記に関すること。
- ウ 理事会、評議員会及び常任理事会の資料作成に関すること。
- エ 理事会、評議員会の議事録作成に関すること。
- オ 予算、決算及び会計に関すること。
- カ 公益目的支出計画の作成
- キ 財産の管理及び処分に関すること。
- ク 永久保存文書等の整理保管に関すること。
- ケ 全剣連関係の諸報告に関すること。
- コ 加盟団体に関すること。
- サ 文書の受け取り、発送等の日常庶務に関すること。
- シ 表彰上申手続きに関すること。
 - ・全剣連、県、県体協、連盟その他の上申手続き
- ス 審査員選考委員会の事務に関すること
 - ・審査員名簿の作成，級位審査員名簿等の作成
 - ・選考委員会関係の全剣連への諸報告
- セ 理事会、評議員会及び常任理事会の開催通知に関すること
- ソ 会議場の確保（設営、撤去）
- タ 審議員会の開催通知及び諮問資料の作成に関すること
- チ 全国大会出場選手及び全国講習会の参加申込に関すること
- ツ 沖縄県に対する諸報告に関すること
- テ 県体協に対する諸報告に関すること
 - ・県体協の役員候補の選出（評議員、理事、強化担当、県体担当）及び報告
 - ・県民体育大会の開催場所、大会要項の報告
 - ・当該年度の事業計画及び収支予算の提出
 - ・前年度の事業報告及び収支決算書の提出
 - ・その他の報告
- ト 剣道の称号及び六段以上受審申込（全剣連）に関すること
- ナ 剣道の称号及び段（級）位の登録に関すること

(2) 総務部

- ア 祝賀行事の企画、実施、その他祝賀行事に関すること。
- イ 年末年始合同稽古の企画、実施、その他合同稽古会に関する

- ること
- ウ スポーツ安全保険に関すること
- エ 連盟の一般的事項の広報に関すること
- オ 総務部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に関する
こと
- カ 各種大会、講習会の会計事務に関すること
- キ その他、他の部の所管に属しない事項に関すること
- (3) 行事部
 - ア 当該年度事業計画書の作成、変更に関すること
 - イ 前年度の事業報告に関すること
 - ウ 剣道大会の企画、実施、その他の大会行事に関すること
 - エ 主管依頼事業に関すること
 - オ 西日本伝達講習会、日本剣道形講習会に関すること
 - カ 本号に記載した事項の広報に関すること
 - キ 行事部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に関する
こと
- (4) 審査部
 - ア 剣道審査会及び予備審査の企画、実施その他審査に関する
こと
 - イ 審査会に伴う段位講習会の企画、実施に関すること
 - ウ 級位審査員講習会に関すること
 - エ 本号に記載した事項の広報に関すること
 - オ 審査部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に関する
こと
- (5) 審判部
 - ア 大会の審判の決定（審判長、副審判長、審判主任、審判員）
 - イ 審判員候補者名簿の作成
 - ウ 審判法講習会に関すること
 - エ 玉竜旗、九州ブロック国体審判員選考に関すること
- (6) 居合道・杖道部
 - ア 居合道・杖道大会の企画、実施その他の大会行事に関する
こと
 - イ 居合道・杖道講習会の企画、実施、その他の講習会に関する
こと
 - ウ 居合道・杖道審査会及び予備審査の企画、実施その他の審
査に関すること

- エ 居合道・杖道審査会に伴う段位講習会の企画、実施その他
段位講習会に関すること
 - オ 居合道・杖道の称号及び六段以上受審（全剣連）申込の企
画、実施に関すること
 - カ 居合道・杖道の称号及び段（級）位の登録に関すること
 - キ 居合道・杖道全国大会選手、講習会受講者の申込に関する
こと
 - ク 本号に記載した事項の広報に関すること
 - ケ 居合道・杖道部に属する文書の收受、作成、発送及び保管
に関すること
- (7) 競技力対策部
- ア 全国大会選手選考会の実施に関すること
 - ・国体少年男女、成年男女の選手選考会
 - ・男女都道府県対抗剣道優勝大会選考会
 - ・男女全日本剣道大会選考会
 - イ 県体協競技力向上対策補助金等に関すること
- ウ 選手強化練習の企画、実施に関すること
- エ 指導法講習会に関すること
 - オ 本号に記載した事項の広報に関すること
 - カ 競技力対策部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に
関すること
- (8) 普及推進部
- ア 少年剣道教室の普及推進に関すること
 - イ 生涯剣道の普及推進に関すること
 - ウ 女子剣道の普及推進に関すること
 - エ 小学・中学・高校剣道の普及活性化に関すること
 - オ 本号に記載した事項の広報に関すること
 - カ 普及推進部に属する文書の收受、作成、発送及び保管に関す
ること

(給与)

第5条 事務局職員は有給とし、給与規定内規による。

附則

この規程は、平成27年6月27日から施行する。

一般財団法人沖縄県剣道連盟審議員会規程

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人沖縄県剣道連定款第38条に基づき、審議員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(審議員長)

第2条 審議員は、互選により審議員長を定める。

2 審議員長に事故のあるとき又は審議員長が欠けたときは、審議員はあらかじめ定めた順序により審議員長を代理し又は職務を代行する。

3 審議員長は、審議員会の議長となるほか、連盟の理事会、評議員会、その他の会議に出席して意見を述べることができる。

(議事)

第3条 審議員会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議員会の庶務は事務局で処理する。

附則

この規程は平成27年6月27日から施行する。

一般財団法人沖縄県剣道連盟表彰規程

第1条 この規定は、当連盟の行う表彰（「感謝」を含む。以下同じ）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 当連盟は、沖縄県における剣道の普及発展に貢献し、その功績が顕著である個人、又は団体を表彰する。

第3条 表彰は、次の基準に該当するもので、会長が理事会に諮って決定する。

- (1) 役員又は評議員として、通算6年以上務めた者、加盟団体の役員として、通算10年以上務めたもの。
- (2) 連盟が派遣する大会等において入賞した選手（団体、個人）
- (3) 剣道教室等の活動を通じ地域剣道の普及発展に通算10年以上従事した個人
- (4) 全（九）剣連及び高（中）体連等が主催・共催する九州規模以上の大会で入賞した選手（団体、個人）およびその指導者
- (5) 本県代表として全国大会等に、通算5回以上派遣された選手（団体個人）
- (6) 当連盟が開催する大会において、通算5回以上優勝した選手（個人）
- (7) 当連盟の事業（委託事業を含む）に、通算6年以上積極的に協力し、表彰に値すると認められる者
- (8) その他、特に功績があつて表彰に値すると認められる者
- (9) 当連盟に対する功績が表彰に値すると認められる部外の個人または団体

第4条 加盟団体及び関連団体は、前条に定める表彰該当者があると認められる場合は、別紙様式により会長に表彰を推薦しなければならない。

2 受賞後に再度受賞該当年数を充たせば推薦するものとする。

第5条 表彰は、表彰状（又は感謝状）及び記念品を授与して行う。ただし、場合により記念品は授与しないことができる。

2 表彰は、年度末の表彰祝賀会の場で行う。

第6条 当連盟が行う、関連機関への表彰推薦に関しては、本規程による表彰者を優先するものとする。

第7条 会長は、表彰関係簿冊を備え、常に整備しなければならない。

附則 この規程は、平成27年6月27日から施行する。

一般財団法人沖縄県剣道連盟役員選出内規

(目的)

第1条 この内規は評議員、理事等の役員選出に際し、理事会又は評議員会がそれらの候補者を選定する基準を定めるものである。

(評議員)

第2条 評議員は、評議員会において各加盟団体の会長、副会長又は役員（顧問、参与は除く）から1名を選出する。

- 2 評議員は理事及び監事を兼ねることができない。
- 3 原則として5段以上の有段者で、現在でも実技の修練を続けているものであること。

(理事)

第3条 理事は、原則として連盟指名10名以上、学校体育関係2名以上、加盟団体5名以内、その他5名以内の中から評議員会で選出し、会長が委嘱する。

- 2 理事は原則として就任時に75歳未満、六段以上の有段者で現在でも実技の修練を続けている者であること。ただし、会長を除く。
- 3 理事の選出区分は別紙のとおり。

(加盟団体の推薦)

第4条 第3条により関係加盟団体は、協議の上加盟団体代表理事候補者を推薦しなければならない。

- 2 理事の推薦協議の世話役は、現理事の所属加盟団体の会長がその任に当たる。

(監事)

第5条 監事は、会長が推薦し評議員会で選出する

- 2 監事は、原則として就任時に75歳未満の有段者で、現在でも実技の修練を続けている者であること。
- 3 監事は理事を兼ねることができない。

(常任理事)

第6条 常任理事は、日常の業務処理に対応することから事務所所在地近郊の

理事の中から若干名を定めるものとする。

- 2 原則として、総務部、行事部、審査部、審判部、居合道・杖道部、競技力対策部及び普及推進部の部長は常任理事を指名するものとする

(顧問及び参与)

第7条 顧問及び参与は、会長が理事会に諮って委嘱する。

- 2 原則として顧問は、会長の職にあった者及び範士受有者、参与は副会長、専務理事の職にあった者又は八段受有者であること。
- 3 顧問及び参与は、原則として80歳未満、会長の諮問に答えられる者でなければならない。
- 4 そのほかに会長が必要と認め、理事会の承認があれば顧問又は参与に委嘱することができる。

(審議員)

第8条 審議員は、範士八段、八段及び教士七段以上の中から、会長が理事会に諮って委嘱する。

- 2 審議員は原則として、80歳未満、現在でも実技の修練を続けているものであること。
- 3 そのほかに会長が必要と認め理事会の承認があれば審議員に委嘱することができる。

(改正)

第9条 この内規は理事会の承認を得て変更することができる。

別 表

(新)

理事選出区分

	役職	役職	選出区分	人数
1	理事	会長	連盟指名	1
2	理事	副会長	連盟指名	1
3	理事	副会長	連盟指名	1
4	理事	副会長	連盟指名	1
5	理事	専務理事	連盟指名	1
6	理事	事務局長兼普及推進担当	連盟指名	1
7	理事	総務担当	連盟指名	1
8	理事	行事担当	連盟指名	1
9	理事	審判担当	連盟指名	1
10	理事	審査担当	連盟指名	1
11	理事	競技力向上	連盟指名	1
12	理事	居合・杖道担当	連盟指名	1
13	理事	普及推進女子担当	連盟指名	1
14	理事	学校関係	高体連専門委員長	1
15	理事	学校関係	中体連専門部長	1
16	理事	加盟団体	北部（国頭・名護・うるま）	1
17	理事	加盟団体	中部（中頭・沖縄・宜野湾・）	1
18	理事	加盟団体	那覇	1
19	理事	加盟団体	南部（島尻郡・糸満・浦添）	1
20	理事	加盟団体	先島地区（宮古・八重山）	1

附則

この内規は平成28年3月20日から施行する。

一般財団法人沖縄県剣道連盟弔意規程

第1条 この規定は、当連盟又は当連盟会長名で掲載する新聞広告による死亡通知（以下「死亡通知」という。）並びに当連盟又は当連盟会長名の供花（以下「供花」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 次の各号に掲載した者が死亡した場合は、死亡通知を日刊2紙に掲載し、かつ供花を送る。ただし、新聞広告による会葬御礼は、遺族の申出があつて遺族が費用を負担するときに限り掲載する。

- (1) 現職の理事及び監事
- (2) 会長及び副会長の職にあつた者

第3条 次の各号に掲載した者が死亡した場合は、遺族の申出をまって、遺族の費用で死亡通知を掲載する。

- (1) 連盟加盟団体の会員。ただし、前条掲載の者を除く。
- (2) 前条及び前号にそれぞれ掲記した者の配偶者その他の親族。

第4条 第2条に定めた者の配偶者及び一親等直系血族並びに加盟団体の会長が死亡した場合は、供花を贈る。

- 2 第2条及び前項にそれぞれ列挙した者以外の者が死亡した際の供花は、遺族から費用の負担する申出があつた場合に限る。

附則

この規程は、平成27年6月27日から施行する

一般財団法人沖縄県剣道連盟段級位審査等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、一般財団法人沖縄県剣道連盟（以下「連盟」という）定款第44条に基づき剣道等に関する称号・段位の推薦、段級位の審査及び級位の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会)

第2条 一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）剣道段位・称号審査規則（以下「全剣連規則」という）第3条に基づき、連盟審査員選考委員会（以下「県選考委員会」という）を設置し、同委員会は称号推薦または予備審査及び初段ないし五段を審査する審査員並びに級位を審査する審査員を選考するほか、全剣連規則第19条に定める連盟会長の諮問に答える。

- 2 県選考委員会の構成、任期および運営は全剣連規則、同細則の定めるところによる。
- 3 県選考委員会は、連盟会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 4 県選考委員会は、必要の都度連盟会長が招集し、これを主宰する。
- 5 連盟会長は、2月末日までに下記の書類を県選考委員会に提出しなければならない。
 - (1) 次年度の「県審査員選考委員」候補者名簿（沖剣連様式1）
 - (2) 次年度の「予備審査の審査員」候補者名簿（沖剣連様式2）
 - (3) 次年度の「審査員」候補者名簿（沖剣連様式3）
 - (4) 次年度の「級位審査員」候補者名簿（沖剣連様式4）
- 6 連盟会長は、下記の様式により委嘱した委員の氏名を全剣連に報告しなければならない。
 - (1) 委嘱状（沖剣連様式5）
 - (2) 審査員選考委員会名簿報告書（全剣連様式第1号）

(審査員の選考基準・任期)

第3条 段・級位審査員を選考予備審査員及び段・級位審査員を選考する基準及び審査員の数は下記のとおりとする。なお、連盟が行う講習会とは、指導法、審判法、日本剣道形、西日本伝達及び級位審査員講習会をいい、全剣連が行う講習会とは社会体育指導員及び

女子審判講習会をいう。同講習会も1つの講習会とみなす。

審査対象	選考基準	審査科目	員数
予備審査	教士七段以上で年齢原則80歳未満の者	実技・形	3名
四段～五段	教士七段以上で年齢は原則70歳未満の者かつ連盟又は全剣連が行う講習会を2つ以上受講した者	実技・形・学科	6名
初段～三段	錬士六段以上で年齢は原則70歳未満の者かつ連盟又は全剣連が行う講習会を2つ以上受講した者	実技・形・学科	5名
一級	六段1人以上を含む五段70歳未満の者でかつ級位審査員講習会の他、連盟又は全剣連が行う講習会を2つ以上受講した者	実技 木刀による剣道 基本技稽古法	5名
二級～八級	五段以上年齢70歳未満の者でかつ級位審査員講習会の他、連盟又は全剣連が行う講習会を2つ以上受講した者	実技 木刀による剣道 基本技稽古法	5名

- 2 段位審査員および級位審査員の任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 級位審査員は、加盟団体（以下「市郡剣連」という）会長の推薦に基づき基準に適合する者から選考する。
- 4 連盟会長は、県選考委員会が選考した段位審査員の氏名を全剣連に報告する。
- 5 上記講習会は年度内の講習会をいう。
 - (1) 加盟団体審査員名簿（全剣連様式）

（選考委員会の事務）

第4条 県選考委員会の事務は事務局長が行う。

第2章 称号および六段以上の審査

（審査会の広報）

第5条 審査部は全剣連審査会通知を受理した後、速やかに市郡剣連へ通知するとともに新聞紙上を通じて広報しなければならない。

- (1) 新聞紙上への掲載方依頼について（沖剣連様式6）

（範士の受審）

第6条 範士の推薦は連盟会長が審議員会に諮って行う。

(称号・六段以上の受審基準)

第7条 教士・錬士の受審者は全剣連規則第9条、六段以上の受審者は同16条に定める資格、基準のほか、原則として次の各号に適合する者でなければならない。

- (1) 加盟団体の会員（以下「会員」という）であること
- (2) 連盟行事への参加及び連盟が行う5つの講習会のうち予備審査受審日1年以内に2つ以上受講した者。なお、全剣連主催の社会体育指導員及び女子審判講習会も1つの講習会とみなす。
- (3) 予備審査を受審した者。
- (4) 特例錬士の受審者（五段受有者）は、五段受有後10年以上を経過しかつ年齢60歳以上で連盟の役員（市郡剣連を含む）又は指導者として実績のある者。

(予備審査会)

第8条 予備審査は、教士・錬士受審者および六段・七段受審者に実技と形について行う。

- 2 審査員は3名、予備審査員名簿から連盟会長が任命する。
- 3 審査是那覇市および先島で実施する定期審査会と同日に段位審査会に準じて行う。
- 4 受審申込は、申込書に審査料および年会費納入済み証明を添えて連盟会長に申込まなければならない。証明は申込書に所属市郡剣連会長印又署名で証明する。
 - (1) 予備審査申込書（沖剣連様式8）

(称号・段位審査の受付)

第9条 予備審査を受審した、称号・六段以上の受審者は、下記の審査申込書に全剣連申請書および推薦料を添えて連盟会長に提出すること。

- (1) 称号・六段以上審査申込および推薦料納付書（沖剣連様式9）
- (2) 教士受審申請書（本人用）（全剣連様式第4号）
- (3) 錬士受審申請書（本人用）（全剣連様式第5号）・自筆の小論文
- (4) 特例錬士（五段受有者）受審申請書（本人用）（全剣連様式第9号）・自筆の小論文

(受審者名簿の作成)

第10条 審査部担当者は、称号・段位審査申込書受付後、次の書類を作成すること。

- (1) 受審者名簿（沖剣連様式10）

（全剣連への称号審査推薦・段位審査申込）

第11条 連盟会長は、全剣連に対して期日までに下記の全剣連所定の様式全剣連審査料を添えて推薦しなければならない。

- (1) 範士候補者推薦書（全剣連様式3号）
- (2) 教士受審申請書（本人用）（全剣連様式第4号）
- (3) 錬士受審申請書（本人用）（全剣連様式第5号）自筆の小論文
- (4) 教士候補者推薦書（全剣連様式第6号）
- (5) 錬士候補者推薦書（全剣連様式第7号）
- (6) 称号・六段以上審査会申込一覧表（全剣連様式第8号）
- (7) 特例錬士受審申請書（本人用）（全剣連様式第9号）
- (8) 特例錬士候補者推薦書（全剣連様式第10号）自筆の小論文
- (9) 六・七・八段審査申込書（全剣連様式第11号）
- (10) 剣道八段審査申込書（全剣連様式第12号）
- (11) 称号・六段以上審査料の払込について（全剣連様式第15号）
- (12) 六・七段審査会場変更申込書（全剣連様式第30号）

（審査料の返還）

第12条 連盟会長は、全剣連審査申込み手続き完了後に、やむを得ない事で受審できない者が受審期日の14日前までに申し出た場合は、全剣連所定の様式により審査料の一部返金申込の申請をしなければならない。

- (1) 返金申込一覧表（全剣連様式第26号）
- (2) 返金申込について（全剣連様式第27号）
- (3) 返金申込書（全剣連様式第28号）

（登録料・昇段料の納付）

第13条 称号又は段位審査に合格した者は、速やかに登録料、昇段料を納めること。

- (1) 称号・六段以上登録料及び昇段料納付書（沖剣連様式第11）

（合格者の登録申請）

第14条 連盟会長は、称号又は段位審査の合格者について、2週間以内に全剣連所定の様式に全剣連登録料を添えて申請しなければならない。

- (1) 称号・六段以上登録料の払込みについて（全剣連様式第16号）
- (2) 称号・六段以上「高齢者用」登録料の払込みについて（全剣連様式第17号）
- (3) 称号登録申請書（全剣連様式第18号）
- (4) 称号審査会合格者名簿（全剣連様式第19号）
- (5) 六・七・八段登録申請書（全剣連様式第20号）
- (6) 六・七・八段審査会合格者名簿（全剣連様式第21号）

(称号・六段以上審査会精算引継)

第15条 審査部担当者は登録申請が済みしだい、受審者が納めた諸料金から全剣連登録料等を差引いた残金に証憑書類等を添えて経理担当者に引き継がなければならない。

- (1) 「称号・六段以上」審査会精算書（沖剣連様式12）
- (2) 受審者別諸料金納付一覧表（沖剣連様式13）
- (3) 受審者名簿（沖剣連様式10）
- (4) 称号・六段以上審査料の払込みについてのコピー
- (5) 称号・六段以上登録料の払込みについてのコピー
- (6) 称号登録申請書のコピー
- (7) 六・七・八段登録申請書のコピー

第3章 初段～五段の審査

(審査会の開催)

第16条 全剣連規則第15条で連盟に委任された初段ないし五段の審査を
実

施する。

- 2 審査会は定期審査会（予備審査会を含む）および臨時審査会とし、定期審査会は那覇市において年2回、北部、中部、宮古、八重山において、それぞれ年1回開催する。
- 3 審査会の期日及び場所は毎年の連盟行事日程表に登載して実施する。
- 4 那覇市で行う定期審査会以外の審査会では、第1項の規定にかかわらず三段以下の段位に限って行う。
- 5 審査部担当者は第5条に準じて広報するものとする。
- 6 臨時審査会は剣連会長が必要と認めた場合に開催することができる。
 - (1) 臨時審査会開催申請書（沖剣連様式第14）

(受審者の資格基準)

第17条 初段ないし五段の受審者は全剣連規則第16条に定める資格基準の

ほか原則として下記に適合する者でなければならない。

- 2 会員であること。
- 3 特例受審者（特段の事由・優秀で修業年限短縮）は連盟会長の許可を得ること。
- 4 四段以上の受審者で年会費未納者は、修業年限分を上限に納入しなければならない。

(受審申込方法)

第18条 受審者は、申込書に登録料及び入会金又は年会費を添えて連盟会長に申込まなければならない。

- 2 四段以上の受審者は、申込書に所属市郡剣連会長の年会費納入済み証明を受けること。証明は申込書に所属市郡剣連会長印又は署名で証明する。

(1) 五段以下審査申込書（沖剣連様式15）

(受審申込の受付)

第19条 四段及び五段の申込は連盟審査部において受付ける。三段以下は定期審査会場地の市郡剣連（以下、「主管剣連」という）および臨時審査会申請者において受付けるのを原則とする。

- 2 主管剣連には受付手数料として受審者1名に付250円を交付する。

(審査事務の委託)

第20条 連盟会長は、主管剣連に下記の審査会事務の一部を委託する。

- (1) 審査会場（那覇審査会は除く）の確保。
- (2) 受審者の募集、審査申込の受付及び諸料金の徴収。

(受審者講習会の開催)

第21条 連盟会長は四段以上の受審者に対し、主管剣連会長は三段以下の受審者に対し審査会の前に実技、剣道形の講習会を開催するものとする。

(審査員の任命)

第22条 段位審査会の審査員は、審査会の都度審査員名簿から連盟会長が任

命する。

- 2 審査員は、全剣連規則第7条、同細則第6条の2の審査員の責務を遵守しなければならない。

(審査会の構成および任務)

第23条 審査会の構成は、全剣連規則第4条、第4条の2、同細目に定める構成のほか下記のとおり編成するものとする。

役職	任務	要員	員数
審査会長	審査会の主催者、全剣連規則第19条に定める特別措置	連盟会長	1名
審査委員長	全剣連規則第4条、同細目第4条に定める任務	理事の中から連盟会長が任命する	1名
審査主任	全剣連規則第6条、同細目第6条に定める任務および審査	登録審査員の中から連盟会長が任命する	各審査会場に1名あて配置
審査員	当該審査場の審査	同上	必要数
審査事務長	審査委員長の指揮下に採点用紙の集計、審査会事務その他	審査部から連盟会長が任命する	1名
補助員	立会その他の審査事務長の補佐	審査部、その他から連盟会長が任命する	必要数

(受付事務の引継)

第24条 主管剣連は受付事務の締切後、速やかに申込書および徴収した諸料金を審査部担当者に引き継がなければならない。

- (1) 主管剣連受付事務引継書(沖剣連様式16)
- (2) 五段以下審査申込書

(受審者名簿・諸料金納付一覧表の作成)

第25条 審査部担当者は、申込書受付後又は事務の引継後に下記の書類を作成しなければならない。

- (1) 受審者名簿(沖剣連様式10)
- (2) 受審者別諸料金納付一覧表(沖剣連様式13)

(審査の方法・審査の可否)

第26条 審査方法は、全剣連規則第17条、第18条、同細則、同実施要領によるほか下記による。

- (1) 実技の審査は切り返しおよび五角稽古により行う。
- (2) 形の審査は、三段以下は全受審者に対し、四段以上は実技合格者に対して行う。
- (3) 初段・二段の形審査の実施種目は審査委員長が指定する。
- (4) 学科の審査は筆記試験により行う。

(採点表及び結果表)

第27条 審査員の採点用紙、集計用紙は下記による。

- (1) 採点表（沖剣連様式17）
- (2) 審査結果表（沖剣連様式18）

(不合格者に対する徴収金の払い戻し)

第28条 初段の不合格者には、速やかに徴収した登録料、昇段料、入会金および年会費を、二段以上の不合格者には登録料、昇段料を払い戻さなければならない。

(合格者の登録申請)

第29条 連盟会長は、合格者の全剣連登録申請を審査会終了の後2週間以内に、全剣連所定の様式に全剣連登録料を添え申請しなければならない。

- (1) 五段以下登録申請書（全剣連様式）
- (2) 五段以下合格者名簿（全剣連様式）
- (3) 五段以下登録料の払込みについて（全剣連様式）
- (4) 五段以下「高齢者用」登録料の払込みについて（全剣連様式）
- (5) 五段以下特別受審許可報告書（全剣連様式）

(五段以下審査会の精算引継)

第30条 審査部は審査会終了後、2週間以内に受審者が納めた諸料金から審査会費、全剣連登録料等を差し引いた残金に証憑書類を添えて経理担当者に引継がなければならない。

- (1) 「五段以下」審査会精算書（沖剣連様式19）
- (2) 受審者別諸料金納付一覧表（沖剣連様式13）
- (3) 役員手当等支払明細（沖剣連様式20）

- (4) 五段以下登録料の払込みについてのコピー
- (5) 五段以下「高齢者用」登録料の払込みについてのコピー
- (6) 五段以下登録申請書のコピー

第4章 委託審査

(委託審査)

第31条 連盟会長は、会員に特別な理由があると認める場合は、他の都道府県剣道連盟が実施する審査会に会員の受審を事前に下記により委託することができる。

- 2 合格者は、登録料及び昇段料を連盟会長あて納めなければならない。
- 3 連盟会長は合格通知受領後、2週間以内に全剣連に対し所定の様式に登録料を添えて段位登録を申請しなければならない。
 - (1) 委託審査の要請について（沖剣連様式21）

(証書の再交付)

第32条 連盟会長は会員から証書等の再交付申し出がある場合は2週間以内

に全剣連手数料を添えて再交付申請をしなければならない。

- (1) 証書再交付願（全剣連様式第30号）

第32条の2 段位取得証明書の発行

（沖剣連様式17）

第5章 級位審査

(審査の範囲)

第33条 級位審査は、一級ないし八級までとし審査会を開催して行う。

(市郡剣連への審査委託)

第34条 級位審査会は、原則として各市郡剣連に委託して行う。

- 2 連盟会長は合格者に対し合格証書を交付しなければならない。
- 3 市郡剣連会長は、審査会の期日、場所を連盟行事日程表に登載して実施する。
- 4 市郡剣連会長は、毎年2月末日までに級位審査員候補者名簿を連盟会長に提出しなければならない。

(1) 級位審査員候補者名簿（沖剣連様式4）

(審査の実施)

第35条 審査を実施する市郡剣連（以下「主催剣連」という）は審査期日の2週間前までに合格証書用紙の交付を申請すること。

(1) 級位証書用紙交付申請書（沖剣連様式22）

(審査員の任命)

第36条 級位審査会の審査員は、審査会の都度県選考委員が選考した各加盟級位審査員名簿から市郡剣連会長が任命する。

2 所属会員だけで必要数の審査員を確保することが困難な加盟団体は、本連盟に対し審査員の派遣を要請すること。

3 審査員は、全剣連規則第7条、同細則第6条の2（審査員の責務）を順守しなければならない。

(受審資格)

第37条 受審者は、主催剣連の市郡内に住所を有する者でなければならない、ただし少年剣道教室等所属の受審者は教室所在地剣連の主催する審査会に受審することができる。

2 受審者は下記に定める学年及び修行期間の基準に適合していること。

3 会長が特別な理由があると認める場合は、学年基準に違反しないかぎり、修業期間の基準によらず相当と認める級位を受審することができる。

修行期間

級位	学年	小学生修業期間	中学生以上修業期間
八	小学1年生以上		
七	小学2年生以上	八級取得後4カ月以上	八級取得後4カ月以上
六	小学3年生以上	七級取得後4カ月以上	七級取得後4カ月以上
五	小学3年生以上	六級取得後4カ月以上	六八級取得後4カ月以上
四	小学4年生以上	五級取得後4カ月以上	五級取得後4カ月以上
三	小学5年生以上	四級取得後4カ月以上	四級取得後4カ月以上
二	小学6年生以上	三級取得後4カ月以上	三級取得後4カ月以上
一	中学1年生以上		二級受有者

(受審の申込)

第38条 受審者は、主催剣連所定の申込用紙に審査料及び登録料を添えて主

催剣連に申込まなければならない。

(審査方法および実技種目)

第39条 審査の方法は別表に定める実技種目により級位審査に準じて行う。

(審査結果報告)

第40条 主催剣連は、審査会終了後2週間以内に連盟会長に登録料および一級合格者氏名を報告しなければならない。

(1) 級位審査実施結果報告書(沖剣連様式23)

(2) 一級合格者名簿(沖剣連様式24)

(3) 級位登録料納付書(沖剣連様式25)

第6章 手数料等

(手数料等)

第41条 称号および段位の推薦料、審査料、昇段料、登録料等については理事会において別に定めるところによる。

(補則)

第42条 この規定の施行上の細則および様式は連盟会長において定める。

附則

この規程は、平成27年6月27日から施行する。

級位審査基準

(一財) 沖縄県剣道連盟

級位審査は、八級から一級までの各級位ごとに、当該級位について定めた下記の課目について行う。	
級位	課目
八級	単独基本動作 (1) 礼法・構え (2) 体の運用 前後の送り足・左右の送り足 (3) 二拳動打ち 正面 左面 右面 右小手 右胴 (4) 連続打ち～前進後退正面、前進後退左右面（前後の送り足） (5) " ～その場正面、その場左右面 （前後の送り足）
七級	1 単独基本動作（胴垂着用） (1) 踏み込み打ち～正面、右小手、右胴 (2) 二・三段打ち～小手→面、小手→胴、小手→面→胴 2 相対基本動作 (1) 立合いの礼法 (2) 抜き面 (3) 立合いの打ち込み (4) 前後の打ち込み
六級	1 基本技（剣道具着用）～正面、右小手、右胴 2 切り返し→打ち込み稽古（正面、小手→面、小手→胴、小手→面→胴） 3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本3」
五級	1 基本技～正面、右小手、右胴 2 切り返し→打ち込み稽古（正面、小手→面、正面→体当り→引き面、小手→胴、正面→体当り→引き胴→面） 3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本6」
四級	1 切り返し 2 互格稽古 3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本6」
三級	1 切り返し 2 互格稽古 3 木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本9」

二級	1	切り返し
	2	互格稽古
	3	木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本9」
一級	1	切り返し
	2	互格稽古
	3	木刀による剣道基本技稽古法「立会前後の作法」及び「基本1～基本9」

平成21年11月22日 改正 平成22年4月1日 施行

一般財団法人沖縄県剣道連盟少年剣道教室規程

(目的)

第1条 この規程は、正しい剣道の修練に基づく少年剣道の普及発展を図るため、本連盟の指導を強化することにより県内各地における少年剣道指導の水準を高め、加えて、少年の参加する本連盟主催の剣道大会、審査会その他の行事における参加者の安全の確保と行事の円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) この規程で「少年」とは、小学生（学齢に達しない児童を含む。以下同じ。）及び中学生をいう。
- (2) この規程で「少年剣道教室」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう学校以外の団体で、主として少年を対象に剣道を指導するもの及び財団法人日本剣道道場連盟の加盟団体である剣道道場をいう。

(連盟行事への参加)

第3条 本連盟の主催する大会、審査会その他の行事に参加する者は、原則として、この規程に基づき本連盟に届出をした少年剣道教室（以下「少年教室」という。）に所属する者でなければならない。ただし、本連盟の加盟団体の会員及び前条第2号の学校において「部活動」として剣道を修業する高校生及び少年はこの限りでない。

(届出)

第4条 少年教室の本連盟への届出は、別紙「少年剣道教室届出書」（様式第1号）によるものとする。

(年度及び臨時報告書)

第5条 前条の届出をした少年教室は、毎年3月中に、別紙「年度報告書」（様式第2号）を提出するものとし、同報告書の記載事項を変更すべき事由が生じた場合及び少年教室が解散した場合は、その事由若しくは解散があった時から一ヶ月以内にその旨報告するものとする。

附則

この規程は、平成28年6月27日から施行する。